

※詳しくは☎にお問い合わせください。

環境を守るため、浄化槽管理者には、浄化槽法で3つの義務があります。

【浄化槽管理者の3義務】

①保守点検 浄化槽の機能を保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブローの調整などを行います。家庭用浄化槽は4カ月に1回以上の点検が必要です。

②清掃 浄化槽内に溜まった汚泥などの引き出しや調

浄化槽の維持管理をお願いします

☎ 57・7622

☎ 096・284・3355

☎ 63・1370

●購入期限 2月28日(金)
※購入には、市が発行した購入引換券が必要です。

●使用期限 3月1日(日)
※使用期限を過ぎると、商品券は一切使用できません。商品券を持っている人は、必ず期限内に使い切ってください。

※期限以降に商品券が余っていても、お金と交換することはできません。

プレミアム付商品券には使用期限があります

●開設期間
2月17日(月)～3月16日(月) 午前9時～午後4時
(土・日・祝日は除く)
※開設期間前は、申告相談会場を設けておりません。申告期限間際は、申告会

税務署から確定申告のお知らせ



玉名税務署では、申告相談会場を開設します。

●法定検査 浄化槽の放流水質が基準を満たしているか、維持管理や使い方が適切かを判定します。法定検査は県の指定検査機関(熊本県浄化槽協会)による使用開始後3～5カ月以内に行う検査(7条検査)と年1回定期的な検査(11条検査)が必要です。

●場所 玉名合同庁舎1階(玉名市岩崎273番地)
☎ 72・2125
※電話での相談は、自動音声案内に従い「0」番を選択してください。確定申告電話相談センターにおつなぎします。(3月16日(月)まで)

●効力発生日
令和元年12月15日
※熊本県最低賃金は790円に改定されています。
※特定(産業別)最低賃金は、適用範囲があります。
☎ 096・355・3202

最低賃金の件名	時間額
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	832円
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	884円
百貨店、総合スーパー	792円

熊本県の産業別最低賃金が改定されました

場が混み合います。早めの申告をお願いします。

宝くじ助成事業で地域を活性化

孤屋区に伝統芸能「風流」で使用する大太鼓・小太鼓とその付属品を整備しました。

コミュニティの健全な発展を目的としたコミュニティ助成事業は、宝くじ社会貢献広報事業費を財源として財団法人自治総合センターが助成を行うものです。過去には、屋外放送設備、イベント用備品、屋外掲示板の整備にも活用されています。

☎ 57-7163

家畜・家さんの飼養者は定期報告が必要です

家畜・家さんの飼養者は、飼養状況と飼養衛生管理の遵守状況を毎年県へ報告することが義務付けられています。小規模所有者も、毎年1回の報告が必要です。2月1日時点の飼養家畜・家さんの種類と頭羽数を定期報告書に記入し、提出してください。(FAX可)

【報告事項の概要】

- 報告内容 種類と頭羽数
- 提出期限 2月28日(金)
- 報告先 農林水産課農政係
- 小規模所有者：下記の頭羽数の家畜・家さんの所有者

☎ 63・1443
FAX 63・1158

☎ 63・1443

☎ 63・1158

●牛・水牛・馬・ポニー：各1頭
●綿羊・ヤギ・ブタ・ミニブタ・イノブタ・イノシシ・シカ：各5頭以下
●ニワトリ・アヒル・アイガモ・ウズラ・キジ・ホロホロ鳥・七面鳥：各99羽以下
●ダチョウウ...9羽以下

※ハトやインコなどは、報告の必要はありません。
※報告書の様式については、農林水産課までお問い合わせください。

☎ 63・1443



※詳しくは☎にお問い合わせください。

**外国人観光客に優しいまちへ！
外国語での案内に取り組む事業者を応援します**

☎ 63-1421

外国人観光客に向けて、看板、パンフレットやウェブサイトなどを外国語で表記し、外国人観光客が観光しやすい環境づくりに取り組む事業者へ、補助金を交付します。



●補助対象者
中小企業者か、それと同等の法人や組合などのうち、観光事業者、宿泊事業者、飲食事業者、交通事業者、温泉事業者、小売・サービス事業者、その他市長が適当であると認める事業者

●対象事業
外国語での施設看板、案内表示、パンフレット、ホームページなどを作成する事業

●対象経費
委託料、印刷費、製作費、設置工事費、その他市長が認める経費

●補助金額
・1事業所につき対象経費の2分の1以内で限度額25万円
※2事業所以上を有する事業者は、全ての事業所を合わせて50万円まで

●申請方法
申請書に必要事項を記入し、産業振興課に持参し提出
※申請書は市ホームページからダウンロードするか、産業振興課で配布しています。

新婚さんの新居や引っ越しに係る費用の一部を補助します

二人の新生活を荒尾市が応援します!

☎ 57-7163 FAX 63-1956

新婚世帯に対し、新居となる住宅の購入費や賃料、引越し費用の一部を補助します。

【対象者】
平成31年3月1日～令和2年2月29日までに結婚した夫婦で次の全てを満たすもの。
①申請時点で夫婦共に、または一方が市内に居住し、荒尾市に住民登録を行っている
②婚姻時に夫婦共に34歳以下
③平成30年中の夫婦の所得が340万円未満
※婚姻を機に離職した場合は、一定額を控除して所得を算出。
④夫婦共に市税などの滞納がない
⑤当該補助金を過去に受けていない
⑥暴力団員などでない

【必要書類】
①補助金交付申請書
②婚姻届受理証明書が戸籍謄本
③夫婦の所得証明書(平成30年分)
④夫婦の住民票の写し
⑤夫婦の市税の滞納がない証明書
⑥住宅取得・賃借、引っ越し費用の領収書など

の写し
⑦離職票の写し(結婚に伴い離職した場合)
⑧貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(奨学金を返済している場合)
⑨市長が必要と認める書類
※申請内容によって必要な書類もあります。詳しくはお尋ねください。

【対象となる経費】
平成31年3月1日～令和2年2月29日の間に支払った次の経費
①住宅の取得(新築・購入・建て替え)費用
※増改築は除く
②住宅の賃借料(家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料など) ※住宅手当などは控除
③新居引っ越し費用 ※業者への実費が対象

【補助金の内容】 1世帯あたり30万円が上限

【申請書類提出先】
くらしいきき課地域協働係

【申請期限】 令和2年3月2日(月)締切
※予算額に達した時点で受け付けを終了します。
※申請様式などは、くらしいきき課窓口、市ホームページからダウンロードできます。